

新郷小学校利活用基本計画策定業務公募仕様書

この仕様書は、あわら市（以下「本市」という。）が「新郷小学校利活用基本計画策定業務」の受注者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名称

新郷小学校利活用基本計画策定業務

2 業務目的

平成29年4月から休校となっている新郷小学校については、地域住民が主体となって令和元年9月に「新郷小学校を考える会」を立ち上げ、校舎を活用した地域交流イベントを定期的で開催しつつ、施設全体の管理運営を見据えた持続可能な将来ビジョンを検討してきた。

本業務は、これまで本市と地域との協議により定まった新郷小学校の将来ビジョンを基にソフト・ハード両面での具体的な検討を行い、事業の実現に向けた利活用基本計画を策定することを目的とする。

なお、来年度以降、基本設計等を進めていくことを想定しており、本業務では設計等に係る与条件の整理及び次年度の予算要求に向けた設計費及び概算工事費の算出も含めた検討を行うこととする。

3 対象施設

本業務の対象は、本市が管理する以下の施設とする。

名称	新郷小学校
所在地	福井県あわら市中浜1-1
校地面積	10,276㎡（借地：約3,092㎡）
校舎	昭和59年築 鉄筋コンクリート造 2階建て 1,465㎡
屋内運動場	昭和58年築 鉄筋コンクリート造 700㎡

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

5 業務内容

(1) 施設の基礎調査の実施

施設の現状を把握するため、構造の専門家を含む調査員による現地調査を行うこと。敷地や建築に関する条件等についても整理すること。

(2) 検討委員会の開催

地域住民及び関係団体のニーズを把握するとともに、建物全体のゾーニングや運営方法等について意見交換・情報共有を行うため、検討委員会を開催すること。検討委員会は、計4回の開催を想定し、受託者は出席及び説明を行うこと。

(3) 施設のプランニング

検討委員会での協議内容に基づき、施設利活用に関するプランニングを行う。プランニングの主な内容は、次のとおりとする。

ア 基礎調査を踏まえた現状把握と課題整理

イ 建物をもつポテンシャル、法的環境の整理

ウ 利活用ゾーニング案の作成

エ 概算事業費（施設整備に係る工事費用及び基本・実施設計費用）の算定（令和5年11月頃に大概算を算出し、令和6年1月までに概算費用の精査を行うこと。）

オ 事業化に向けた収支計画の検討

(4) 基本計画の作成

(1)から(3)までを取りまとめた基本計画書の作成を行うこと。

(5) その他

上記以外で基本計画策定に当たり有益となる手法等があれば提案すること。

6 施設利活用の基本的な考え方

企画提案書は、次に示す基本的な考え方等に沿った内容とすること。

(1) 公的施設としての活用

建物の解体撤去及び民間への売却は行わず、別添「新郷小ビジョン」に掲げる「地域」、「教育」、「IT」、「産業（農業）」を柱とした複合的な機能をもつ施設としての利活用を目指す。

(2) 地域住民の同意や利用等に係るニーズを踏まえた活用

本施設は、長年の歴史の中で学びの場として地域との関わりが深く、地域のコミュニティやイベント活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボリック的存在であることから、地域の魅力を高めるとともに、地域の諸課題解決及び活性化に資する施設を目指す。

(3) 市全体の活性化や地方創生に資する施設としての活用

市内はもとより、市外からの集客・交流をもたらす、賑わいを創出する施設を目指す。

(4) 全市的な行政需要への対応

本施設は、市民共有の貴重な財産でもあることから、全市的な行政需要への対応を見込んだ施設を目指す。

なお、本施設は、災害時の指定避難所に指定されており、今後も避難所機能は保持するものとする。

(5) ランニングコストの縮減

施設の管理運営に当たっては、持続可能で有効な利活用を図るため、民間活力を最大限活かした採算性の確保に努め、本市のコスト負担を縮減することを目指す。

7 実施体制

本業務の実施体制を示し、その体制を採ることによる有益性を企画提案書に記載すること。

なお、受注者は、本業務の全部を一括して再委託することはできないものとする。

8 提出書類

受注者は、本業務の実施に当たり、次の書類を本市に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) その他本市が必要と認めるもの

9 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとし、詳細については企画提案の内容を踏まえ、契約時に発注者と受注者との協議により決定するものとする。

- (1) 業務報告書（打合せ資料及び議事録を含む。）
- (2) 利活用基本計画書案 製本2部
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ
- (4) その他本市が必要と認めるもの

10 支払方法

業務完了後、本市の確認を受けたのち、精算払により支払うものとする。

11 留意事項

- (1) 本業務は、あわら市契約事務規則（平成16年あわら市規則第46号）に基づき契約を履行する。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報について、本業務の遂行のみに利用するものとし、発注者の事前の承諾なく第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、保有する必要がなくなった情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- (4) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理とともに、情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、発注者の事前の承諾なく本業務の成果品（未完成の成果品を含む。）を第三者に閲覧させ、複写し、及び譲渡してはならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。